

京都市社会福祉審議会 福祉施策のあり方検討専門分科会意見
「市営保育所の今後のあり方について」を受けた本市の取組状況について

1 最終意見（資料1）の受理（平成23年12月27日）

福祉施策のあり方検討専門分科会（宮本義信会長）から最終意見を受理した。

2 「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」（資料2）の策定（平成24年5月）

最終意見を踏まえ、本市の厳しい財政状況の中で、多様化する利用者のニーズに応え、公・民が一体となって本市の保育水準を向上させるため、市営保育所として果たすべき役割・機能を示すことを目的として、市民意見募集を経て本市が策定した。

主な内容は以下のとおり。

(1) 市営保育所の今後の役割・機能

本市の保育の大部分が民間保育園によって提供されている現状を踏まえ、市営保育所には、民間保育園とは異なる、行政直営の保育所としての役割を位置付ける。

ア 市営保育所が積極的に担う役割・機能

- 虐待の早期発見・早期対応や未然防止、障害の早期発見・早期支援等のための地域の子育て家庭に対する支援
- 多様化する保育ニーズに対応するための新たな取組で、民間での実施が直ちに困難なもの

イ 民間保育園での支援が十分に行きわたるまでの間の取組

- 年度途中の入所や障害のある児童の入所への対応など

(2) 市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセス

ア 市営保育所の今後の配置のあり方

- 民間保育園における実践で十分に対応可能、又はより充実できる場合には民間保育園への移管に取り組む。
- 市営保育所の新たな設置が困難な中、既存の市営保育所の配置を効果的に活用する。

イ 実現へのプロセス

- 今後の市営保育所の役割・機能を踏まえ、就学前までの6年間を見通した保育の実践が困難であり、保育所の機能として一定制約のある単独乳児保育所3箇所（船岡乳児、室町乳児及び朱雀乳児保育所）及び市営保育所が最も集積している南区の一部の市営保育所（※）について、民間保育園への移管を進める。
〔※ 平成24年12月に、九条保育所及び吉祥院保育所を移管対象予定保育所とすることを決定。〕
- 市営保育所の民間移管に当たっては、入所する児童への影響や保護者の意見に十分配慮しながら取り組む。

3 「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）」（資料3）の策定（平成26年10月）

「基本方針」策定当時においては、保育制度改革について国で検討中であり、平成27年度実施の子ども・子育て支援新制度の内容を反映したものとはなっていなかった。

このため、新制度導入後においても、本市全体の保育水準を向上させるために市営保育所として果たすべき役割・機能を改めて示すとともに、増加かつ多様化する保育ニーズに対し、引き続き、公・民が一体となって本市の子育て支援の更なる充実を図っていくことを目的として、「京都市子ども・子育て会議」における意見聴取、市民意見募集の結果を踏まえて策定した。

主な内容は以下のとおり。

(1) 市営保育所の今後の役割・機能

ア 引き続き担っていく役割・機能

- 虐待の早期発見・早期対応や未然防止、障害の早期発見・早期支援等のための地域の子育て家庭に対する支援
- 多様化する保育ニーズに対応するための新たな取組のうち、民間での実施が直ちには困難な取組への対応 等

イ 新たな役割・機能

- 一部の市営保育所について、モデル的に幼保連携型認定こども園に移行し、認定こども園への移行を検討する事業者を支援
- 広域的な地域の子育て支援拠点として、地域の子育て支援を充実

(2) 市営保育所の今後の方向性

行政直営の保育所として求められる役割・機能を一層強化する一方、民間保育園におけるこれまでの取組や民間における運営の柔軟性・運営費面でのメリット等を踏まえ、市営保育所が複数所在する地域（左京区，中京区，南区，伏見区）の保育所について、平成29年度からの3年間で6箇所（※）を民間に移管する。

- ※ 平成29年度：錦林保育所，砂川保育所
- 平成30年度：聚楽保育所，山ノ本保育所
- 平成31年度：修学院保育所，淀保育所

4 地域の子育て家庭に対する支援の取組

「基本方針（改定版）」を踏まえ、地域における子育て支援、子育て家庭の育児不安や負担の軽減、児童虐待の未然防止等の観点から、養育不安や困難を抱える家庭を保育士が訪問する「保育士の子育てサポート訪問 おうちにほいくしさん」（愛称）を平成27年8月から本格実施（※）している。

- ※ 一部の市営保育所において、平成22年度から、地域子育て支援拠点事業の専任保育士が、保健センターや福祉事務所（子ども支援センター）と連携しながら、育児に不安を抱える家庭を訪問する取組を試行的に実施してきた。

5 民間移管の取組状況

「基本方針」に基づき、平成26年度及び27年度に4箇所の子園の市営保育所について民間への移管を行ったが、子どもへの影響や保護者の意見に十分配慮しながら丁寧に取り組を進めた結果、いずれも円滑な運営が確保されている。

今後、「基本方針（改定版）」に基づき民間へ移管することとしている6箇所の子園の市営保育所についても、これまでの民間移管の取組における経験をいかすとともに、子どもへの影響や保護者の意見に十分配慮しながら丁寧に取り組む。

(1) 平成26年度移管保育所（室町乳児保育所、朱雀乳児保育所）

ア 移管の実施

京都市営保育所移管先選定等委員会（以下「選定等委員会」という。）における募集要項に係る審議、応募団体に係る審査を経て、平成24年12月に移管先法人を選定し、平成26年4月に当該法人への移管を実施した。

移管対象保育所	移管先法人	保育園名
室町乳児保育所	社会福祉法人 熊千代会 (こぐま保育園(中京区), こぐま上野保育園(西京区)を運営)	こぐま第二保育所
朱雀乳児保育所	宗教法人 竹林寺 (月かげ保育園(中京区)を運営)	月かげみどり保育園

※ 船岡乳児保育所については、平成24年度から26年度までの3年間連続で申請が取り下げられたため、平成29年度から同一区内にある市営の楽只保育所の分園と位置付け、一体的に運営することにより、3歳以降の受入体制の確保及び6年間一貫した保育の実現を図ることとしている。

イ 保育の引継ぎ等

(ア) 引継ぎ・共同保育

平成25年4月から、下記のとおり引継ぎ・共同保育を行った。また、共同保育終了後も、保育課保育担当課長が定期的に移管後の保育園を訪問し、保育の実施状況を確認している。

平成25年4月～ 【引継ぎ】	移管先法人の園長予定者と主任保育士予定者に、週1回、保育上の引継ぎを実施。(平成25年10月からは、主任保育士予定者は週5日)
平成26年1月～ 【共同保育(移管前)】	園長予定者、主任保育士予定者、各クラス担任予定者及び調理員予定者が、週5日共同保育に従事。
平成26年4月～ 平成27年3月 【共同保育(移管後)】	本市職員(元副所長及び各クラス担任)が移管後の園において、週5日共同保育に従事。

(イ) 三者協議会

平成25年5月から、両保育所において、保護者、移管先法人及び京都市で構成する三者協議会を開催し(こぐま第二保育所:16回, 月かげみどり保育園:17回<平成28年2月末時点>), 移管後の保育運営等について協議を行った。

(2) 平成27年度移管保育所（九条保育所，吉祥院保育所）

ア 移管する保育所の選定

選定等委員会において審議された選定基準（配置バランス，役割・機能面での必要性，移管後の継続的かつ安定的な保育園運営の可否）に基づき，平成24年12月に，九条保育所及び吉祥院保育所を平成27年度の移管対象予定保育所として選定した。

イ 移管の実施

選定等委員会における募集要項に係る審議，応募団体に係る審査を経て，平成25年11月に移管先法人を選定し，平成27年4月に当該法人への移管を実施した。

移管対象保育所	移管先法人	保育園名
九条保育所	社会福祉法人 永興福祉会 （永興保育園（東山区），永興小金塚保育園（山科区）を運営）	永興くじょう保育園
吉祥院保育所	社会福祉法人 保健福祉の会 （白い鳩保育園（北区），洛西保育園（中京区），あらぐさ保育園（南区）を運営）	青い空保育園

ウ 保育の引継ぎ等

(ア) 引継ぎ・共同保育

平成26年4月から，下記のとおり引継ぎ・共同保育を行っている。

平成26年4月～ 【引継ぎ】	移管先法人の園長予定者と主任保育士予定者に，週1回，保育上の引継ぎを実施。（平成26年10月からは，主任保育士予定者は週5日）
平成27年1月～ 【共同保育（移管前）】	園長予定者，主任保育士予定者に加え，各クラス担任予定者及び調理員が，週5日共同保育に従事。
平成27年4月～ 平成28年3月 【共同保育（移管後）】	本市職員（元副所長及び各クラス担任）が移管後の園において，週5日共同保育に従事。（引継ぎ状況に応じて，本市職員の派遣数を適減。）

(イ) 三者協議会

平成26年4月から，両保育所において，保護者，移管先法人及び京都市で構成する三者協議会を開催し（永興くじょう保育園：13回，青い空保育園：12回＜平成28年2月末時点＞），移管後の保育運営等について協議を行っている。

(3) 平成29年度移管対象保育所（錦林保育所，砂川保育所）

ア 移管先法人の選定

京都市子ども・子育て会議 児童福祉分科会 市営保育所移管先選定部会（※）における募集要項に係る審議，応募団体に係る審査を経て，平成27年10月に移管先法人を選定した。

なお，「基本方針（改定版）」及び移管対象保育所の保護者意見を踏まえ，申請者の資格や「移管後の運営に係る基本事項」の確認の厳格化等，移管先法人等募集要項の見直しを行った。

移管対象保育所	移管先法人
錦林保育所	社会福祉法人 京都社会福祉協会 （聖護院保育園（左京区）他20箇園を運営）
砂川保育所	社会福祉法人 稲荷保育園 （稲荷保育園（伏見区深草）を運営）

〔※ 平成25年11月に，これまでの「選定等委員会」を京都市子ども・子育て会議 児童福祉分科会の部会として位置付けた。〕

イ 市会の議決

錦林保育所及び砂川保育所について，平成29年4月からの移管に向け，平成28年2月市会に，京都市保育所条例の改正議案を提出している。

ウ 保育の引継ぎ等（予定）

(ア) 引継ぎ・共同保育

平成28年4月～ 【引継ぎ】	移管先法人の園長予定者と主任保育士予定者に，週1回，保育上の引継ぎを実施。（平成28年10月からは，主任保育士予定者は週5日）。
平成29年1月～ 【共同保育（移管前）】	園長予定者，主任保育士予定者に加え，各クラス担任予定者及び調理員が，週5日共同保育に従事。
平成29年4月～ 【共同保育（移管後）】	本市職員（元副所長及び各クラス担任）が移管後の園において，週5日共同保育に従事。

(イ) 三者協議会について

平成28年4月に，両保育所に保護者，移管先法人，京都市で構成する三者協議会を設置し，移管後の保育運営等について協議を行う予定である。

(4) 平成30年度及び31年度移管対象予定保育所

平成30年度移管対象保育所（聚楽保育所，山ノ本保育所）については平成28年度に，平成31年度移管対象保育所（修学院保育所，淀保育所）については平成29年度に，それぞれ移管先法人等の選定を行う予定である。

(参考) 市営保育所の民間移管に係るこれまでの取組

平成 24 年 5 月 10 日	「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」を策定 (3 箇所(船岡乳児、室町乳児、朱雀乳児)の単独乳児保育所及び南区に所在する一部の市営保育所を移管対象とすることを決定)
5 月 24 日	京都市営保育所移管先選定等委員会を設置
9 月 5 日	船岡乳児、室町乳児及び朱雀乳児保育所について、移管先法人等の募集を開始
12 月 17 日	室町乳児及び朱雀乳児保育所の移管先法人を選定
平成 25 年 2 月市会	室町乳児及び朱雀乳児保育所の移管に係る京都市保育所条例の改正
7 月 5 日	船岡乳児、九条及び吉祥院保育所について、移管先法人等の募集を開始
11 月 11 日	京都市営保育所移管先選定等委員会を、京都市子ども・子育て会議 児童福祉分科会の部会として位置付けることとし、名称を市営保育 所移管先選定部会に変更
11 月 28 日	九条及び吉祥院保育所の移管先法人を選定
平成 26 年 2 月市会	九条及び吉祥院保育所の移管に係る京都市保育所条例の改正
4 月 1 日	室町乳児及び朱雀乳児保育所を民間移管
7 月 4 日	船岡乳児保育所について、移管先法人等の募集を開始
10 月 30 日	「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針(改定版)」を策定 (市営保育所 6 箇所を平成 29 年度からの 3 年間で民間移管するこ とを決定)
平成 27 年 4 月 1 日	九条及び吉祥院保育所を民間移管
6 月 5 日	船岡乳児保育所について、楽只保育所の分園とすることを公表
7 月 8 日	錦林及び砂川保育所について、移管先法人等の募集を開始
10 月 30 日	錦林及び砂川保育所の移管先法人を選定
平成 28 年 2 月市会	錦林及び砂川保育所の移管に係る京都市保育所条例の改正議案提出

京都市社会福祉審議会答申「敬老乗車証制度の今後の在り方について」
を受けた本市の取組状況について

1 答申（資料４）の受理（平成２５年７月９日）

市長が、森委員長及び浜岡政好敬老乗車証の在り方検討専門分科会長（当時）らから、答申を受理した。

2 「敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本的な考え方」（資料５）の策定（平成２５年１０月）

答申の内容を踏まえ、敬老乗車証制度をより利用実態に見合った形で高齢者の社会活動を支援し、かつ今後の高齢者の増加を見据えた持続可能な制度としていくため、市民意見募集の結果を踏まえて「敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）」を策定した。主な内容は以下のとおりである。

(1) 現状と課題

- ア 敬老乗車証は、制度の目的に照らせば、できるだけ多くの高齢者に利用されることが望まれるが、交付率は年々低下し、利用状況も多様化している。
- イ 所得に応じた負担金により、市バス・地下鉄の全線フリーパスを交付する現行制度では、敬老乗車証の利用状況が多様化している中、負担金額に比べて利用回数の少ない方にとっては、負担に見合った便益を得にくく、このことが結果として交付率の低下にもつながっていると考えられる。
- ウ このため、市バス・地下鉄の全線フリーパスを一律に交付する現行の方式から、利用者が、それぞれ必要とする便益に応じて、負担と給付を選択できる方式に改めていく必要がある。
- エ 本市の財政状況は、平成１９年度決算において、一般財源収入（市税、地方交付税等）が義務的経費等（義務的経費、国保・介護・後期高齢者医療等関連経費）を下回って以来、その乖離幅は拡大傾向にある。今後も、一般財源収入の伸びが見込めない中、高齢化の進展等による義務的経費の増加傾向が続くものと見込まれる。
- オ このような財政状況の下で、現行制度のまま維持していくことは、利用者と現役世代を含む市民の負担を過度に増すことにもつながりかねない。
- カ このため、将来にわたって持続可能なものとなるよう、交通事業者の協力も得る中で、現行の事業費規模を将来にわたって維持しつつ、利用者のみならず現役世代を含む市民からも理解が得られる負担と給付に改めていく必要がある。
- キ 敬老乗車証の交付率は、全市平均で５０．４３％（平成２４年１０月末時点）だが、行政区・支所ごとに見ると、全市平均を５ポイント以上下回っている地域がある。
- ク これは、交通事情の違いから、負担に見合った便益が得にくいと考える方が、交付申請にまで至らないことが、要因の一つとして考えられる。
- ケ また、交通事情の違いから、民営バス敬老乗車証の交付対象となっていない地域からの交付要望もある。
- コ このため、地域によっては、交通事業者の協力も得る中で、より利便性が高められるよう、民営バス敬老乗車証の適用範囲など、利用者の選択の幅が広がるよう方

策を講じる必要がある。

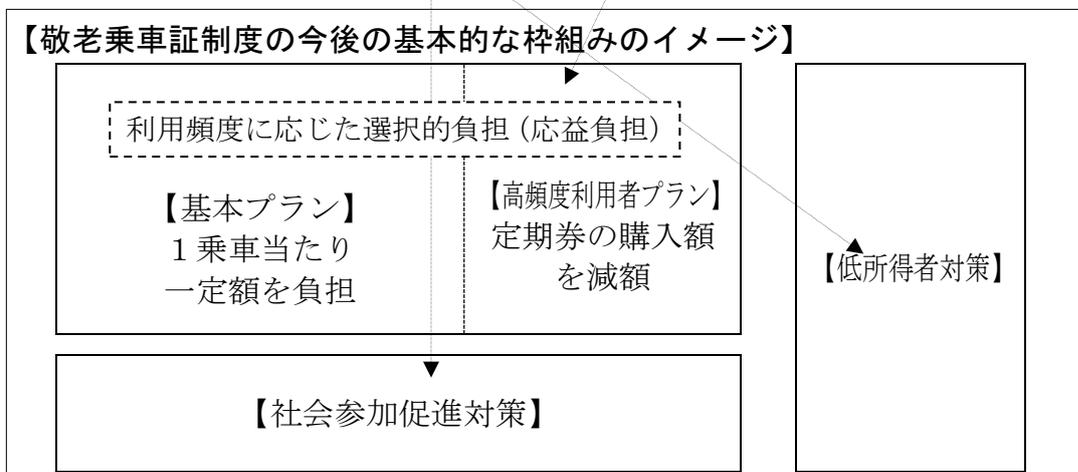
(2) 敬老乗車証制度の今後の基本的な枠組み

敬老乗車証については、様々な社会活動に参加し、生きがいつくりや介護予防に役立てていただくという制度の目的に照らせば、できるだけ多くの高齢者に利用されることが望まれる。

高齢化の進展に伴い、今後も交付対象者数が増加する中、本市の厳しい財政状況の下にあっても現行の事業費規模の維持に努めつつ、より交付率を高めることにより、できるだけ多くの高齢者の社会活動を支援していくため、今後の基本的な枠組みを次のとおりとし、詳細については、利用者のみならず現役世代を含む市民からも理解が得られるものとなるよう、交通事業者との協議のうえ、更に検討していくこととする。

ポイント

- 1 所得に応じた負担金制（応能負担）から、利用頻度に応じた選択的負担（応益負担）の仕組みへの転換
- 2 社会参加促進等の観点から一定回数無償乗車を可能とする措置を講じるとともに、低所得者への配慮を組み合わせた枠組み
- 3 市バスの運行本数が極端に少ない地域等において、民営バス事業者の協力の下、利用者の選択の幅が広がる方策を検討



(3) 具体化に当たって

本市においては、今後「基本的な考え方」に基づき、本制度が、高齢者の社会参加支援や生きがいつくり等に役立てていただくという目的に沿い、さらに、将来にわたって持続可能な制度となるよう、具体的な負担や給付の内容等について検討を進めていくこととなるが、具体化に当たっては、京都市社会福祉審議会の答申に添えられた付言を踏まえ、交通事業者、利用者及び現役世代を含む市民等、敬老乗車証制度に関わる多くの関係者の理解が得られるものとなるよう、今後の詳細な制度設計等に取り組んでいくこととする。

3 敬老乗車証 I Cカード化等検討・調査（平成26年度）

「敬老乗車証制度の今後の基本的な枠組み」について、今後、交通系 I Cカードの活用による具体化を進めていく上で、どのような課題を整理していく必要があるのか、技術面・運用面等から基礎的な検討・調査を行った。主な調査項目は次のとおりである。

(1) 交通系 I Cカードについて

構造、接触型と非接触型、プリペイド式とポストペイ式等

(2) I Cカード化に向けての整理事項

種類、支払い方式、有効期間、通用区間、運賃、乗継割引等

平成26年度の調査委託に引き続き、平成27年度は、調査委託によって得られた様々な選択肢を基に、敬老乗車証の I Cカード化に向けた内部検討を進めている。

4 今後の取組

- 本市では、今後、「基本的な考え方」に基づき、本制度が高齢者の社会参加支援や生きがいがづくり等に役立てていただくという目的に沿い、より多くの高齢者に利用していただけるよう、また、将来にわたって持続可能な制度となるよう、事業名称も含め、具体的な負担や給付の内容等について検討を進めていく。
- 具体化に当たっては、シンプルな制度設計や、円滑な導入に向けた相談対応体制などの環境整備等に留意するとともに、市民意見募集の結果等も踏まえつつ、交通事業者、利用者及び現役世代を含む市民等、敬老乗車証制度に関わる多くの関係者の理解はもとより、敬老乗車証の I Cカード化に伴う大きなシステム開発等も新たに必要となることから、今後、十分に時間をかけて検討していく。
- なお、他都市の例では、I Cカードに係るシステム開発には、少なくとも2年かかっている。

京都市社会福祉審議会答申
「京都市におけるリハビリテーション行政の今後の在り方について」
を受けた本市の取組状況について

1 答申（資料6）の受理（平成25年7月9日）

市長が、森洋一委員長及び山田裕子リハビリテーション行政の在り方検討専門分科会長（当時）から答申を受理した。

2 「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」（資料7）の策定（平成25年10月）

答申の内容を踏まえ、さらに市民意見募集を経て、「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。

基本方針の概要は以下のとおり。

(1) 京都市のリハビリテーション行政の4つの方向性

ア 身体・知的・精神の3障害一体となった相談・支援

3障害それぞれの障害特性を熟知した職員を配置することにより、ワンストップで後々のサービス支援へ道筋をつける機能を備えた総合相談窓口化に取り組む。

イ 地域リハビリテーションの推進

医療リハビリテーションから生活期リハビリテーションへの円滑な移行のしくみづくりやリハビリテーションに関わる人材の育成、高齢者も包括したリハビリテーションの実施等、地域リハビリテーションのより一層の推進に取り組む。

ウ 新たなニーズとしての高次脳機能障害への対応

近年顕在化している課題として、受傷や疾病の発症に起因する認知障害としての高次脳機能障害のある市民への支援があり、当事者への支援が求められている現状に鑑み、本市においても相談支援窓口及び高次脳機能障害に特化した障害福祉サービス提供拠点を設置する。

エ リハビリ医療への新たな関わり方

リハビリテーション科を標ぼうする民間病院が増加し、介護保険制度における訪問リハビリテーションや通所リハビリテーション等が実施される等、リハビリテーション医療が不十分だった時代に先進的にリハビリテーションを提供してきた旧身体障害者リハビリテーションセンター（以下「旧センター」という。）附属病院の公設病院としての役割は、今日では低下してきたと考えられることから、今後、本市は、個別支援から事業者への専門性向上に向けた支援にその役割を切り替え、民間に委ねられる分野は委ねる。

(2) 新たなセンターへの再編成

旧センターは、引き続き、本市のリハビリテーション行政の拠点としてその役割を果たしていくため、上記の4つの方向性を踏まえて機能を再編し、充実させていくこととする。

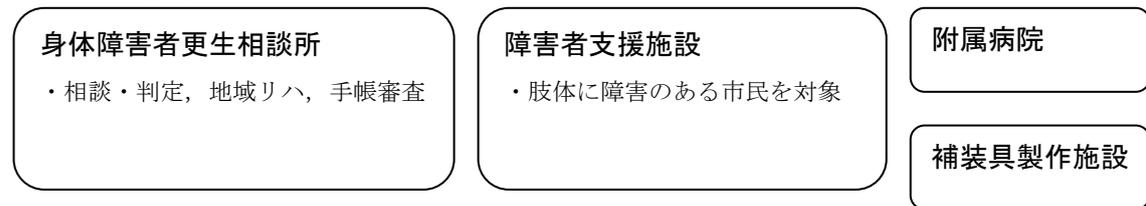
3 基本方針の具体化に向けた取組

(1) 地域リハビリテーション推進センターの開設（平成27年4月）

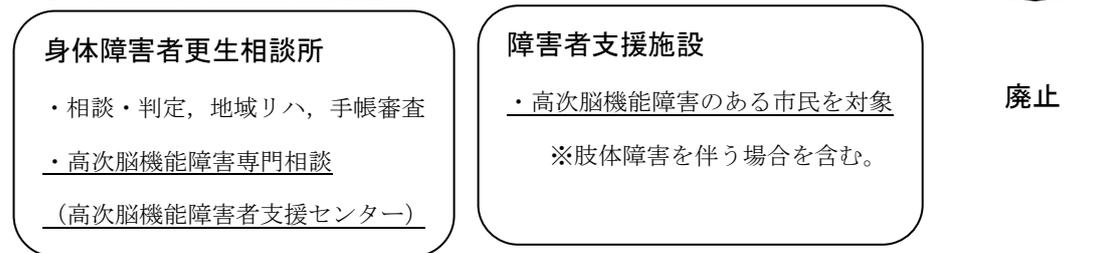
旧センターを機能再編し、公民の役割分担を踏まえ、民間事業者により十分対応できるようになった病院部門と補装具製作部門を廃止する一方、地域リハビリテーションのより一層の推進及び新たに取り組む高次脳機能障害者支援に重点を置く地域リハビリテーション推進センターを開設した。

なお、病院部門の廃止に際し、入院患者については、平成27年1月20日をもって全員が退院し、外来患者については、転院支援を懇切丁寧に行い、平成26年度中に全員が円滑に転院した。

<旧身体障害者リハビリテーションセンター>



<地域リハビリテーション推進センター>



(2) 平成27年4月以降の取組状況

ア 3障害一体となった相談・支援

身体障害者更生相談所，知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターを統合した総合相談窓口を設置することとし，京都市立病院の北側の用地に整備する方向で取組を進めている。平成27年9月24日に，その第一次整備として，地域リハビリテーション推進センター建物内にこころの健康増進センターを移転させ，身体障害及び精神障害の相談窓口を併設化した。

イ 地域リハビリテーションの推進

地域リハビリテーションの推進に携わる職員数を増員して実施体制を充実強化のうえ，障害福祉サービス事業所等訪問支援事業や地域リハビリテーション推進研修事業等の事業内容の拡充を図っている。

○障害福祉サービス事業所等訪問支援事業

地域リハビリテーション推進センターの専門職員（理学療法士等のセラピスト）を市内の生活介護事業所等に派遣し、事業所職員に対して、利用者の身体状況の把握や機能維持及び適切な介助・支援の方法等について助言を行っている。

平成27年度には、訪問支援対象事業所に居宅介護事業所及び相談支援事業所を加え、障害福祉サービス関係事業所すべてを対象とした。

○地域リハビリテーション推進研修事業

市内の福祉サービス事業所等に勤務する職員に対して、リハビリテーションをはじめ福祉・介護サービスに関する知識及び技術の向上を図ることを目的に実施している。平成27年度は、研修内容を受講者のニーズにより一層即したものになるようカリキュラムの見直し等の工夫を行った。

○地域リハビリテーション交流セミナー

医療、福祉のみならず多くの市民の参加を求め、障害のある方とふれあうことにより、障害の有無に関わらず地域で豊かに生活できる環境づくりについて考える機会として、これまでから実施している。

平成27年度は、これまで年1回としていた開催数を年2回とした。

ウ 新たなニーズとしての高次脳機能障害への対応

(ア) 高次脳機能障害者支援専門相談窓口の設置（平成27年7月）

高次脳機能障害のある方やその家族及び事業所等支援関係者の専門相談や専門研修、更には地域における普及啓発を担う本市の支援拠点として、高次脳機能障害専門相談窓口「高次脳機能障害者支援センター」（以下「支援センター」という。）を地域リハビリテーション推進センター内に設置した。

支援センターには専門職員（医師1（非常勤）、保健師2、看護師2、作業療法士1、心理判定員1）を配置し、職員は利用者とのつながりや調整、サービスの選択や提供のための事業所職員等支援者への助言、カンファレンス等への参加などを行う「支援コーディネーター」としての役割を担っている。

<主な取組実績>

○ 相談支援 ※平成27年7月から28年1月末まで

1 相談者別

相談者	件数	構成比 %
	207	100.0
本人	28	13.5
家族	87	42.0
支援者等	92	44.5

2 主な相談内容（主訴）及び支援内容

相談内容	件数	構成比%
	207	100.0
高次脳機能障害該当かどうか	40	19.3
家族の対応方法	24	11.6
診察	9	4.3
入退院	2	1.0
リハビリ希望	22	10.6
当センター障害者支援施設	51	24.6
日中活動	9	4.3
在宅福祉サービス	5	2.4
就労	19	9.2
復学	2	1.0
運転免許取得	0	0.0
各種制度（手帳、年金、労災等）	8	3.9
その他	16	7.7

支援内容	延べ件数	構成比%
	639	100.0
相談助言	532	83.6
対処方法助言	349	54.6
制度施策案内	117	18.3
当センター施設について	66	10.3
確定診断	15	2.3
心理検査	14	2.2
作業評価	55	8.6
同行支援	14	2.2
福祉サービス事業所	9	1.4
職業紹介機関	3	0.5
医療機関	1	0.2
行政機関	1	0.2
カンファレンス参加	5	0.8
その他	4	0.6

○ 研修

	入門講座			専門研修
	第1回	第2回	第3回	
参加者数	189	51	69	105

*「入門講座」は各回とも内容が異なる。

○ 普及啓発

「第29回地域リハビリテーション交流セミナー」を開催＜参加者数186名＞
（テーマ：高次脳機能障害のある方が地域で暮らすために）

（イ）障害者支援施設

旧センターの機能再編前から設置していた障害者支援施設について、セラピストを増配置する等、実施体制を整備したうえ、支援対象者を従来の肢体不自由のある市民から高次脳機能障害のある市民に転換した。

＜利用定員＞

- 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 40名
- うち施設入所支援 30名
- 短期入所（平成27年10月開始） 空床利用

＜主な取組実績＞ ※平成28年1月末現在

○ 訓練別利用者の状況

	総数	
	生活訓練	入所支援
総数	24名	9名
生活訓練	7名	2名
機能訓練	17名	7名

平成 27 年度利用状況月別推移

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
新規 利用	自立訓練	1	1	5	2	4	2	0	3	0	3	21
	入所支援	0	0	2	1	1	1	0	3	0	1	9
利用 終了	自立訓練	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	5
	入所支援	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	3
月末現在数		9	10	15	17	21	23	22	23	22	24	18.6
入所支援		3	3	5	6	7	8	8	10	8	9	6.7
短期入所延人数								0	1	4	3	8
実利用者数								0	1	2	2	5

注)「月末現在数」の「計」は月平均値

4 今後の取組

(1) 3障害一体となった相談・支援

地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター及び児童福祉センターの3施設について，京都市立病院北側の用地（旧こころの健康増進センター敷地及び現衛生環境研究所敷地）に合築化により，3障害総合相談窓口を整備する方向で，引き続き，取組を進める。

(2) 地域リハビリテーションの推進

障害福祉サービス事業所等訪問支援事業や地域リハビリテーション推進研修事業等については，より一層の充実を図りつつ，引き続き，着実に実施する。

また，医療リハビリテーションから生活期リハビリテーションへの円滑な移行のしくみづくりや高齢者も包括した地域リハビリテーションについては，引き続き，その具体化に向けて検討していく。

(3) 新たなニーズとしての高次脳機能障害への対応

高次脳機能障害者支援センターにおいては，引き続き，当事者・家族への個別支援，高次脳機能障害の理解促進を目的とした研修の実施（市民，医療機関，福祉支援機関関係者等対象）及び関係機関との連携体制の強化等，着実な取組の推進を図る。

また，障害者支援施設においては，高次脳機能障害のある方の自立と地域生活の実現を目指し，高次脳機能障害者支援センターとも連携し，引き続き，適切な施設運営に努める。